

広島県告示第五百五十四号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、県営玉の井住宅、県営廿日市住宅、県営地御前住宅、県営大竹住宅、県営北栄住宅及び県営東栄住宅並びに県営玉の井住宅駐車場、県営廿日市住宅駐車場、県営地御前住宅駐車場、県営大竹住宅駐車場、県営北栄住宅駐車場及び県営東栄住宅駐車場の管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十二年六月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

広島県ビルメンテナンス協同組合 代表理事 澤田 英治

2 主たる事務所の所在地

広島市中区千田町三丁目六番八号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

代表者

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
事	並川	壽男	事	澤田	英治
	広島県ビルメンテナンス協同組合	代表理		広島県ビルメンテナンス協同組合	代表理

三 変更年月日

平成二十二年五月二十五日